

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 4
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 9
- 指定障害福祉サービス事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 10

◇ 公 告

- 仮換地の指定の通知【建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課】 12
- 公告の内容の掲示【建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課】 15
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課】 16

北九州市告示第 299 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 1 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 28 年 6 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40905 00366	妙香デイサー ビス小倉南	北九州市小倉南 区津田一丁目 3 番 2 号	株式会社妙香	平成 28 年 6 月 1 日

北九州市告示第300号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40707 02446	うたう館	北九州市八幡西 区小嶺二丁目1 4番26号	有限会社ハロ ハロ堂	平成28 年4月3 0日

2 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40901 00076	デイサービス 四季の郷	北九州市門司区 吉志七丁目24 番30号	有限会社スマ イル	平成28 年5月3 1日

北九州市告示第301号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	平成28年5月25日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所
門司区自転車放置禁止	1台	平成28年	

区域外		5月1日	
	1台	平成28年 5月20日	
	1台	平成28年 5月25日	
	1台	平成28年 5月26日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	43台	平成28年 5月11日	北九州市小倉北区青葉二丁 目1番 青葉自転車保管所
	68台	平成28年 5月19日	
	21台	平成28年 5月26日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	15台	平成28年 5月16日	
小倉北区自転車放置禁 止区域外	8台	平成28年 5月2日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	8台	平成28年 5月6日	
	3台	平成28年 5月16日	
	5台	平成28年 5月20日	

	1 台	平成 2 8 年 5 月 2 3 日	
	2 台	平成 2 8 年 5 月 2 7 日	
	1 台	平成 2 8 年 5 月 3 0 日	
モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 放置禁止区域	2 台	平成 2 8 年 5 月 1 7 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	2 0 台	平成 2 8 年 5 月 2 3 日	
小倉南区自転車放置禁 止区域外	6 台	平成 2 8 年 5 月 1 2 日	北九州市小倉南区下城野一 丁目 1 番 下城野自転車保管所
	4 台	平成 2 8 年 5 月 1 3 日	
	4 台	平成 2 8 年 5 月 1 8 日	
	2 台	平成 2 8 年 5 月 2 5 日	
J R 若松駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2 台	平成 2 8 年 5 月 9 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
若松区自転車放置禁止 区域外	4 台	平成 2 8 年 5 月 6 日	
	1 台	平成 2 8 年	

		5月19日	
	1台	平成28年 5月24日	
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1台	平成28年 5月24日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
八幡東区自転車放置禁 止区域外	2台	平成28年 5月9日	
	2台	平成28年 5月17日	
	2台	平成28年 5月20日	
	8台	平成28年 5月24日	
2台	平成28年 5月26日		
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	9台	平成28年 5月13日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	17台	平成28年 5月27日	北九州市八幡西区長崎町2 番 長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	18台	平成28年 5月10日	
J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4台	平成28年 5月18日	

八幡西区自転車放置禁止区域外	29台	平成28年 5月17日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
	5台	平成28年 5月20日	
	1台	平成28年 5月23日	
	6台	平成28年 5月25日	
	5台	平成28年 5月26日	
J R九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	8台	平成28年 5月12日	北九州市戸畑区三六町13 番 三六自転車保管所
J R戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	6台	平成28年 5月20日	
戸畑区自転車放置禁止 区域外	2台	平成28年 5月2日	
	3台	平成28年 5月16日	

北九州市告示第302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
さくら介護サービス 北九州市八幡東区 祇園一丁目9番1 -303号	有限会社やなぎ 北九州市八幡東区祇園一 丁目9番1-303号 代表取締役 柳ハツキ	身体障害 者、知的 障害者、 障害児	4016600092

(2) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
さくら介護サービス 北九州市八幡東区 祇園一丁目9番1 -303号	有限会社やなぎ 北九州市八幡東区祇園一 丁目9番1-303号 代表取締役 柳ハツキ	身体障害 者、障害 児	4016600092

2 事業廃止年月日

平成28年5月31日

北九州市告示第303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション小倉つばさ 北九州市小倉南区 沼南町一丁目3番7号	株式会社つばさ 北九州市門司区松原一丁目6番18号 代表取締役 内野早喜	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	4017701436

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション小倉つばさ 北九州市小倉南区 沼南町一丁目3番7号	株式会社つばさ 北九州市門司区松原一丁目6番18号 代表取締役 内野早喜	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	4017701436

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーションつくしの里	株式会社ショーサンコーポレーション	身体障害者	4016700363

北九州市八幡西区 小嶺一丁目1番2 3号	北九州市八幡西区小嶺一 丁目1番23号 代表取締役 重藤祥吉		
----------------------------	--------------------------------------	--	--

(4) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
ショートステイ心 の駅折尾第2Bホ ーム 北九州市八幡西区 折尾三丁目12番 46-310号	社会福祉法人共生の里 福岡県行橋市南泉二丁目 28番2号 理事長 宮本政幸	知的障害 者、精神 障害者	4016701262

(5) 指定障害福祉サービス事業者（自立訓練（生活訓練）、（宿泊型自立訓練））

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
自立支援 あろう だ 北九州市八幡東区 荒生田三丁目4番 26号	合同会社緑風会 北九州市八幡西区八千代 町13番11号 代表社員 渡邊 緑	知的障害 者、精神 障害者	4016600449

2 指定年月日

平成28年6月1日

北九州市公告第461号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項及び第5項の規定による北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業における仮換地の指定の通知は、送付を受けるべき者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により当該通知の書類の送付に代えて、その内容を別表及び別図のとおり公告する。

平成28年6月16日

北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業

施行者 北九州市

代表者 北九州市長 北 橋 健 治

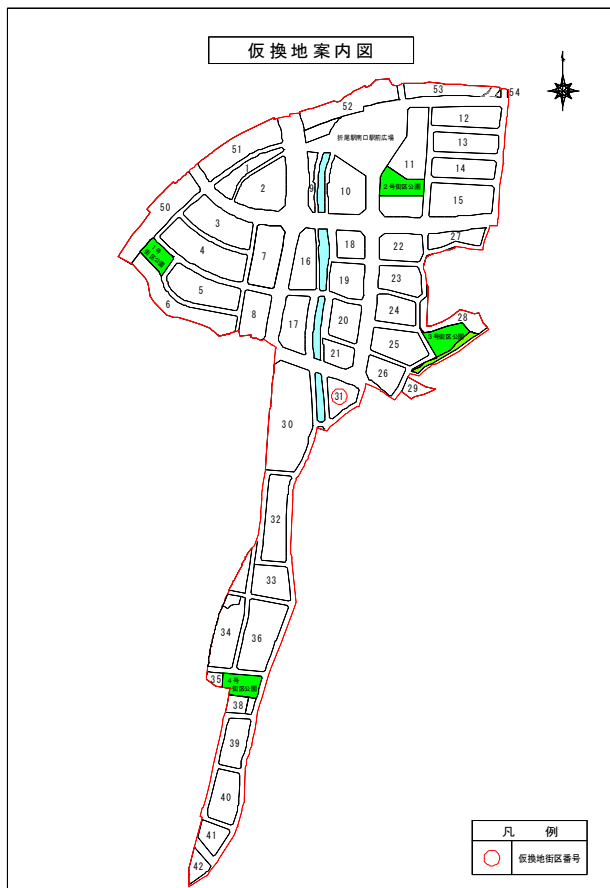
別表

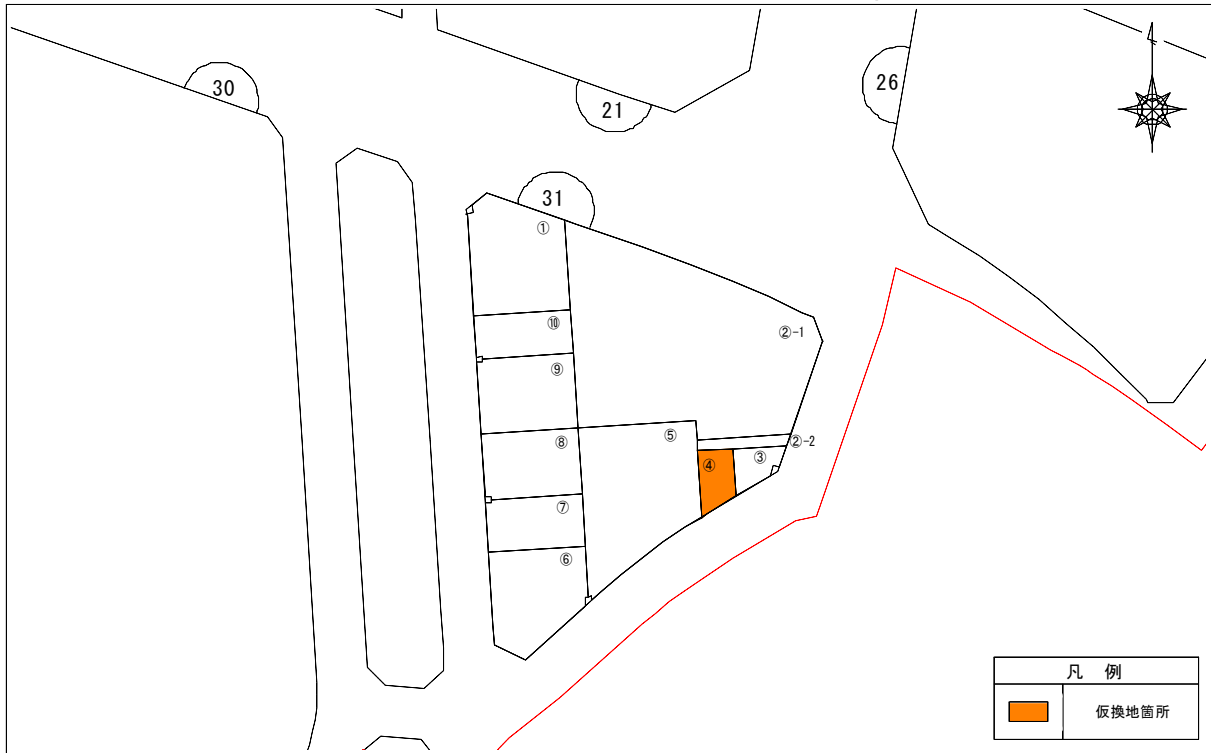
登記名義人	今泉健吾
通知を受けるべき者の氏名	相続人 今泉世知子
仮換地指定番号	050157
従前の宅地	北九州市八幡西区東筑二丁目657番12
従前の宅地の登記地目	宅地
従前の宅地の登記地積	27.30㎡
従前の宅地の基準地積	28.93㎡
仮換地の街区及び画地番号	31街区4
仮換地の位置	別図のとおり
仮換地の地積	28.06㎡
仮換地の指定の効力発生の日	平成28年7月6日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日	別に定めて通知する
<p>注意</p> <p>1 この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。</p> <p>2 別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第</p>	

68号) 第19条に規定されています。)

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に北九州市（訴訟において北九州市を代表する者は、北九州市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別図





北九州市公告第462号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第1項の規定による下記の者に対する書類の送付に代わる公告の内容を、同条第2項の規定により準用する同法第77条第5項の規定により、北九州市八幡西区南鷹見町15番の折尾駅東口にある掲示板に掲示する。

平成28年6月16日

北九州市長 北 橋 健 治

記

登記名義人 今泉健吾 相続人 今泉世知子

北九州市公告第463号

一般競争入札により、平成28年度洋上風力発電に係る海棲哺乳類等調査業務の委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 平成28年度洋上風力発電に係る海棲哺乳類等調査業務
- (2) 業務内容 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成29年3月15日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日前2年間に、同種の業務を地方公共団体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続きの申立て
- (6) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

- 第6号に規定するものをいう。以下同じ。)であると認められる者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
 - カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき
- (7) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課

イ 日時 公告の日から平成28年6月27日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

前号ア、イの場所、日時において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎9階91会議室

イ 日時 平成28年6月20日午前10時

(4) 仕様書等に対する質問 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。なお、書面はファックスによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 期限 平成28年6月22日午後4時30分までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答書は、入札説明会に参加した者に平成28年6月

23日午後4時30分までにファックスする。

4 競争参加資格確認の申請及び競争参加資格の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、確認を受けなければならない。

(2) 資料の提出

ア 提出期間 公告の日から平成28年6月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、平成28年6月23日に通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

5 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎10階101会議室

(2) 日時 平成28年6月27日午前10時

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2238

ファックス 093-582-2196